

第90回九都県市首脳会議の結果について

次のとおり第90回九都県市首脳会議が開催されましたので、その結果についてお知らせいたします。



※写真データを希望される場合は、お問合せ先（広域行政課長）までご連絡ください。

1 日 時 令和8年10月29日（木） 13時30分～15時30分

2 出席者	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都副知事	佐藤智秀
	神奈川県副知事	平田良徳
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市副市長	三田村有也
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎（九都県市首脳会議座長）

※九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は、別添「結果概要」を御覧ください。

お問合せ先

広域行政課長 高村 Tel 045-671-2108



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



第90回九都県市首脳会議の結果概要

令和8年10月29日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 首脳提案について

ア 令和8年8月千葉豪雨を踏まえた都市型水害に関する対応等について

今般の豪雨においては、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応できない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化したことから、平時及び発災時の対策の見直しを含め、新たな気候環境への適応を前提とした総合的かつ計画的な対策に取り組んでいく必要があるため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 太陽光パネルのリサイクルの推進について

2030年代後半以降に太陽光パネルの大量廃棄が見込まれ、リサイクルの推進は、循環経済への移行、資源の有効利用及び最終処分量の削減を図る上で極めて重要である。拡大生産者責任の考え方を踏まえた持続可能なリサイクル制度の確立や、リサイクルが安定的に実施される環境の整備に向けて、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ 大規模道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する財政的支援及び技術的支援の拡充について

令和7年1月に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえ、事故の未然防止のため、国の財政的支援の継続・拡充やレジリエンスを強化するための技術的支援が不可欠である。また、下水道施設の更新費用や大規模な事故復旧に要する費用の負担の在り方についても整理する必要があるため、九都県市として意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

エ 医療機関のサイバーセキュリティ強化について

近年、医療提供体制の維持・確保に向けて「医療DX」が進展する一方、サイバー攻撃が巧妙化・多様化しており、医療機関におけるサイバーセキュリティの確保が喫緊の課題となっている。しかし、現状、国による財政支援や、増大するサイバー脅威に対応できる専門人材が不足しているため、**別紙4**の内容を基本としつつ、今後の国の動向を踏まえ、必要に応じて構成都県市間で調整し、国に対して要望を行うこととした。

オ 5歳児健康診査に係る実施体制等の整備について

5歳児健康診査の安定的かつ継続的な実施に向け、健診に従事する医師等の専門職の確保や大都市の実態を踏まえた財政支援に加え、発達面の評価等に当たって自治体による判定の基となる共通の考え方や尺度の明確化、健診後の切れ目のない支援体制の整備が必要であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 豪雨災害時等の帰宅困難者対策について

近年、激甚化・頻発化する自然災害に伴い発生する帰宅困難者への対応は、首都圏における喫緊の課題となっている。首都圏では都県境を越えて通勤・通学する住民が多いことから、帰宅困難となるおそれが生じる際の住民への呼びかけや広域的な避難施設の開設など、豪雨災害時等における帰宅困難者対策について検討し、九都県市で連携することとした。

キ 首都直下地震対策の強化に係る取組への支援について

全国各地で大規模地震が発生する中、今後高い確率で発生が予測される首都直下地震への備えは急務となっている。首都圏は人口や建物が集積しており、感震ブレーカーの普及促進を含む地震火災対策や、発災後の良好な避難所環境の確保、災害関連死の防止が課題となっているため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 九都県市首脳会議の開催の在り方について

第89回九都県市首脳会議における、黒岩神奈川県知事の発言及び大野埼玉県知事からの提案を踏まえ、各都県市に対して、九都県市首脳会議の開催の在り方について意見照会を行い、原則として、春はWEB、秋は対面（会場固定）で開催することについて首脳全員の了承を得た。

(2) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、構成員で情報交換を行った。引き続き、国の動向に注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進めることとした。

(3) 廃棄物問題対策について

ア 持続可能な資源利用促進事業

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子を活用した啓発を行った。今後は、環境イベントによる啓発を行う。

イ 産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業

廃棄物の適正処理を促進するための周知啓発事業として、昨年度制作した動画を活用し、電車広告にて広報、啓発活動を行った。今後も引き続き継続的な周知啓発を行い、廃棄物の適正処理に係る課題等について協議、検討を行っていく。

ウ ウェブサイト等管理運営事業

有用な情報の提供を行うため、ウェブサイトにおける廃棄物の適正処理に係る情報及びQ & Aについて、九都県市間での意見交換を踏まえて更新した。引き続き九都県市間で意見交換を行い、ウェブサイトの内容を充実させる。

エ リサイクル関連法等に関する要望

各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(4) 環境問題対策について

ア 地球環境の保全について

省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力について、引き続き、J I C A等の関係機関と連携して取組を進めていく。

イ 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。また、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の削減対策について、国に要望した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。

さらに、自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

ウ 東京湾の水質改善について

東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

エ 緑の保全、創出施策について

各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(5) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、令和8年7月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加等の人材育成事業の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布、職員育成のための国民保護に関するセミナー参加等の人材育成事業の継続的な取組の実施に向けた検討を進めていく。

イ 合同防災訓練等について

過去の震災の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第47回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を実施した。

令和9年に「第48回九都県市合同防災訓練」を実施する。

並行して令和9年度の第14回図上訓練の実施に向け、検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

(6) 首脳会議で提案された諸問題について

ア アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成 28 年 4 月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

(7) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙 8 のとおり、本日、第 90 回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

4 福島県支援について

震災から 15 年半が経過し、福島県が復興の歩みを着実に進めている中、九都県市がその歩みをさらに後押しすることが重要である。そこで、首脳による福島県特産品の試食を通じて、福島県産品の魅力発信や消費拡大に協力した。

5 その他

(1) GREEN×EXPO 2027（横浜グリーンエクスポ）について

横浜市から、横浜グリーンエクスポの最新情報やチケットの来場日時予約開始等について報告するとともに、広報誌や SNS 等を活用した情報発信への協力を依頼した。また、九都県市すべてが出展することを活かし、各出展の見学を契機とした住民への来場促進の呼びかけについて協力を依頼した。

(2) 「房総国際芸術祭 アート×ミックス 2027」・「空・水・空芸術祭」の開催について

千葉県から、令和 9 年 3 月から 5 月にかけて開催される「房総国際芸術祭 アート×ミックス 2027」及び「空・水・空芸術祭」について紹介があった。

(3) 「KAWASAKI FESTIVAL 2026」の初開催について

川崎市から、11月1日(日)及び3日(火)に音楽ライブやトークセッション、体験型企画、駅のホームやその周辺エリアを活用したイベントなど多彩なコンテンツが展開される都市型フェスティバル「KAWASAKI FESTIVAL 2026」が、川崎駅周辺エリアにおいて初開催されることについて紹介があった。

(4) 藤子・F・不二雄ミュージアムの開館15周年記念事業について

川崎市から、文化施設「藤子・F・不二雄ミュージアム」が9月3日に開館15周年を迎えたことと、15周年を記念し、ミュージアムの魅力や認知度をますます高め、市の魅力を発信する記念事業などの関連する取組について紹介があった。

(5) ねんりんピック彩の国さいたま2026について

埼玉県から、11月7日に総合開会式を控えた「ねんりんピック彩の国さいたま2026」の開催にあたり、九都県市の選手・関係者には、競技では素晴らしい結果を残していただくとともに、埼玉の食や観光の魅力を御堪能いただきたいとの発言があった。

(6) 千葉開府900年記念事業について

千葉市から、2026年6月1日に、まちが開かれてから900年の歴史的節目である「千葉開府900年」を迎えたこと、今後開催される記念パレードなどの関連する取組の紹介があった。

(7) 「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」について

神奈川県から、11月7日(土)から11月9日(月)にパシフィコ横浜で開催される伝統的工芸品月間国民会議全国大会「KOUGEI EXPO in KANAGAWA」について、展示内容や大会内のイベントを紹介するとともに、是非足を運んでいただきたいとの発言があった。

(8) 火星衛星探査計画(MMX)の探査機打ち上げについて

相模原市から、JAXA宇宙科学研究所が開発・運用を担っている、MMXの探査機による「火星圏からサンプルを持ち帰る」という今後5年間にわたる世界初のミッションについて紹介があった。

6 次回は、令和9年春、さいたま市主催で開催する。

令和 8 年 8 月千葉豪雨を踏まえた都市型水害 に関する対応等について

令和 8 年 8 月 13 日に発生した令和 8 年 8 月千葉豪雨は、全国で初めて「レベル 5 大雨特別警報」が発表され、県内各地において観測史上最大の降雨をもたらし、河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害、広域的な道路冠水等により、住家、事業所、公共施設、交通網及びライフラインに甚大な被害をもたらした。

特に今般の豪雨においては、アンダーパス等の道路冠水による大規模な交通障害、公共交通機関の遅延・運休とこれに伴う多数の帰宅困難者の発生等、従来の治水対策や防災対策のみでは十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威が顕在化した。また、線状降水帯の発生に伴う急激な状況変化により、多くの住民が避難や移動を余儀なくされる事態となった一方、移動そのものが危険となる場面も生じた。

また、浸水想定区域外に所在する医療機関や社会福祉施設等においても浸水被害が発生するなど、都市機能を支える重要施設にも影響が及んだ。

現在も被災自治体においては、復旧・復興に取り組んでいるところであり、国による支援も進められているが、令和 8 年 8 月だけでも、千葉豪雨のほか、石川県や富山県、福井県でも「レベル 5 大雨特別警報」が発表され、その後も全国で相次いで豪雨の被害が発生している。近年、気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発し、その被害も激甚化しており、これまでの想定を上回る豪雨が各地で常態化する状況となっている。こうした豪雨による被害は、もはや一時的な異常気象ではなく、新たな気候環境のもとにおける災害リスクとして捉える必要があり、従来の対策の前提や考え方についても見直すことが求められている。

殊に、人口や都市機能が高度に集積し、我が国の経済活動や広域ネットワークを支える首都圏において大規模な都市型水害が発生した場合、その被害は被災地域にとどまらず、通勤・通学、物流、企業活動、医療・福祉、行政サービス等の社会経済活動全般に広範かつ深刻な影響を及ぼすおそれがある。このため、国民の生命と財産を守るとともに、社会経済活動の維持・継続を図るため、平時及び発災時の対策の見直しを含め、新たな気候環境への適応を前提とした総合的かつ計画的な対策に取り組んでいく必要がある。

については、以下の８点を要望する。

(帰宅困難者対策への支援)

- 1 首都圏においては、大規模災害発生時に帰宅困難者の滞留が懸念されることから、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設の確保に向けて対応している。しかし、施設管理者が損害賠償責任を問われることへの懸念が障壁となり、特に民間施設の確保が十分に進まなかったこと等から、今般の豪雨においても、一部の地域で一時滞在施設が不足する事態となった。

民間施設を含む一時滞在施設の更なる確保を促進するため、必要な支援を行うとともに、帰宅困難者を受け入れる施設管理者の責任の範囲をより明確にするための法制度上の担保など、一時滞在施設の管理者の損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。

また、帰宅困難者が特定の駅周辺に集中することを防ぐため、駅周辺における滞留状況や一時滞在施設の開設状況等を鉄道事業者、自治体及び施設管理者等の間で共有し、鉄道利用者及び駅周辺の滞留者への速やかな情報提供を行うなど、連携して対応できる仕組みの構築を支援するとともに、一時滞在施設における備蓄物資の充実を促進するために必要な措置を講ずること。

さらに、豪雨による道路の冠水等により、一時滞在施設への移動に危険が伴う場合には、駅や商業施設等において、利用者が安全を確保できる場所にとどまっていただくための仕組みづくりなど、災害の状況に応じた柔軟な対応が必要である。このため、施設管理者等が講ずべき措置や関係機関との連携のあり方を国のガイドライン等に明確に位置付けるとともに、鉄道事業者や民間事業者等に対し、その実施に向けた必要な働きかけを行うこと。

(アンダーパス等の道路地下構造物の冠水事故防止対策)

- 2 アンダーパス等で道路冠水が発生し、交通途絶や車両の水没、さらには人命が失われるほどの甚大な被害が生じた。

車両進入防止対策、排水機能及び監視機能等の強化など、地域の実情や施設特性に応じた冠水事故防止対策に必要な財政措置を講ずること。

(災害時の情報発信及び国民の行動変容の促進)

- 3 今般の豪雨においては事前の予測が困難な中、短時間のうちに急激に災害のリスクが高まる状況となったことを踏まえ、適時適切な防災気象情報の発表に加え、地元の気象台が持つ危機感を前広に情報発信する必要がある。

線状降水帯の発生に係る情報や、これに伴う不要不急の外出や車両移動を極力控えること、公共交通機関の運休時には安全な場所にとどまることの重要性など、命を守るために必要な行動を後押しする情報を適時的確に発信する仕組みを整えるとともに、国民や企業に向けた「一斉帰宅抑制」の情報発信を強化すること。

また、平時から、新たな気候環境に適応した行動の必要性について、広く周知・啓発を図り、自らリスクを察知し適切な判断やリスク回避行動につなげることができるよう、国民の行動変容を促すとともに、自助・共助の意識向上に向け、全国的な普及啓発に取り組むこと。

(被災車両への対応)

- 4 今般の豪雨では、道路冠水の影響により、単一の豪雨災害としては全国的にも類を見ない規模の被災車両が発生し、国道・県道・市町村道の交通に支障を来し、緊急車両等の通行はもとより、日常生活の早期復旧にも支障を来した。

災害時の被災車両等の移動は、緊急車両等の通行を確保するための道路啓開に不可欠な災害応急対策であるものの、現行制度では、道路管理者が道路啓開を行った場合、レッカー車や積載車等による被災車両の移動・撤去・保管等に伴い、多額の経費負担が生じていることから、財政支援の仕組みを構築すること。

また、車両撤去や所有者の特定に時間を要することから、迅速に撤去や所有者への引き渡しが行えるよう、人的物的支援のほか、仮置き場の提供などの各種支援の拡充に加え、所有者情報を速やかに把握する仕組みを構築すること。

(ライフラインの被害を受けた集合住宅等への対応)

- 5 建物内の電気設備の浸水被害等により、厳しい暑さの中、多数の集合住宅

でライフラインの回復に1か月以上を要するといった状況が生じた。

これを踏まえ、止水板の設置や耐水化等の建築物の浸水対策に係る助成制度における補助対象要件の緩和や、財政措置の拡充を講じるとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」の普及促進に向けて、積極的に取り組むこと。

また、電源の喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等においては、柱や壁等に明らかな損壊が見られずとも、ライフラインの被害状況により事実上居住が困難になる実態を踏まえ、集合住宅等の被害実態をより適切に反映できるよう、住家の被害認定のあり方の見直しを行うこと。

(被災した医療機関及び社会福祉施設等の災害復旧及び防災力強化)

- 6 今般の豪雨では、医療機関及び社会福祉施設等において浸水被害が発生し、電気設備、給排水設備及び空調設備等の重要設備の機能停止により、入院患者や施設入所者の生命や健康の維持、継続的なサービス提供に重大な影響が生じた。また、浸水想定区域外の施設においても被害が発生したことから、こうした施設については、浸水想定区域の内外を問わず対策を講じることが必要となっている。

このため、医療機関及び社会福祉施設等における利用者の安全確保及び事業継続を図るため、止水板の設置や重要設備の高所移設等の浸水対策に係る交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。

また、被災した医療機関及び社会福祉施設等の円滑な復旧及び事業継続を図るため、応急対策、利用者の移送、必要物資の調達、応援職員の派遣その他必要な取組に対する財政支援の充実を図ること。

(災害救助法の見直し及び被災者生活再建支援の充実)

- 7 現行の災害救助法は、今般の豪雨のような大規模な都市型水害を十分に想定したものになっておらず、その適用にあたっては、災害救助費の対象外となった経費があるなど、被災自治体や応援自治体における負担となっている。

また、多数の住家に浸水や土砂流入による被害が生じ、被災者の生活再建に向けて、住まいを迅速に確保することが喫緊の課題となっており、現行制

度では、被災者が早期復旧のため自ら住宅を修理した場合に応急修理制度の対象とならないほか、賃貸型応急住宅についても利用可能な空き物件があっても家賃上限額を超える場合には活用できないなど、被災者や地域の実情に応じた柔軟な対応が困難となっている。

さらに、現状の水害における国の住家被害認定基準では、浸水により床、内壁、建具設備等に汚損や劣化などの被害が生じ、住宅の機能が大きく損なわれている場合であっても、柱や基礎等の構造部位には物理的な損傷が現れにくいことから、実際の被害の程度が住家の損害割合に十分に反映されず、「半壊」ととどまることが多い。

このため、修繕や家財の買替えなどに多額の負担を要する場合であっても、被災者生活再建支援法による支援金の対象とならないケースが生じている。

こうした状況に加え、近年の災害の激甚化・頻発化や、社会経済情勢、住環境及び被災者ニーズの変化を踏まえ、被災者の速やかな生活再建を支える制度となるよう、災害救助法については、期間及び費用に関する制約の緩和並びに救助範囲の拡大などの抜本的な見直しを行い、地方自治体による自主的かつ弾力的な運用を可能にすること。

具体的には、被災者の住まいの確保に向け、住宅の応急修理や賃貸型応急住宅について、被災者や地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。また、その入居に必要な設備の設置に係る費用、浸水家屋等において衛生環境の悪化を防ぐための消毒に係る経費を対象とするとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費については、資機材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用を対象に含めるなど、範囲を拡大すること。加えて、電源喪失等、ライフラインの被害を受けた集合住宅等の居住者に対し、生活環境を確保する必要があるため、ヘッドライト、LEDランタン等の物資供与に係る経費等、災害救助法の適用対象とされていない経費についても国庫負担の対象とする等、必要な財政措置を講ずること。

さらに、水害における住家被害認定については、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

加えて、近年、豪雨や長雨等による災害が頻発していることに鑑み、短期

間に複数回被災した被災者の負担を軽減する支援の仕組みについても検討すること。

(都市型水害対策の強化)

- 8 今般の豪雨では、1 時間当たりの降水量が 100 ミリを超えるなど、河川・下水道等の施設の整備水準を大幅に超えたため、広い範囲で浸水被害が発生した。

このような都市型水害に備えるため、密集市街地で河道拡幅等が困難な地域における大規模な地下貯留施設の設置に向け、国として主体的に取り組むこと。

併せて、都心部では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、民間企業による貯留施設の設置が促進されるよう財源措置を拡充するなどの見直しを行うこと。

さらに、国土交通省が新たに設置した水災害調査・対策検討委員会の提言等も踏まえ、都市型水害の対策の在り方について、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援を行うとともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、通常予算とは別枠で財源を確保するなど、所要の財政措置を講ずること。

令和 8 年 月 日

内閣府特命担当大臣（防災）	細 野 豪 志 様
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中 司 宏 様
総 務 大 臣	藤 井 比 早 之 様
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢 一 郎 様
経 済 産 業 大 臣	赤 澤 亮 正 様
国 土 交 通 大 臣	井 林 辰 憲 様

九都県市首脳会議

座 長 相 模 原 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
横 浜 市 長
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長

本 村 賢 太 郎
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
原 澤 敦 美
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人

太陽光パネルのリサイクルの推進について

2012 年の FIT（固定価格買取制度）開始以降、再生可能エネルギーの導入拡大を背景として、我が国における太陽光パネルの導入は急速に進展してきた。一方で、今後、耐用年数を迎えた太陽光パネルの廃棄が 2030 年代後半以降に本格化すると見込まれており、その適正処理と資源循環は喫緊の課題となっている。ガラスやアルミニウム等の有用資源を十分に活用すべきところ、使用済太陽光パネルの多くが埋立処分された場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理システム全体に影響を及ぼすおそれがある。

このような状況を踏まえ、本年 5 月には「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立し、国による基本方針の策定や、太陽光発電事業者等に対するリサイクルの実施に向けた取組の義務付けなど、太陽光パネルのリサイクル推進に向けた新たな制度的枠組みが整備されることとなった。この法整備は重要な前進であるものの、拡大生産者責任の考え方を取り入れた包括的な個別リサイクル制度には至っていない。附則において、将来的には幅広い者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直すことが示されており、なお課題が残されている。持続可能なリサイクルシステムの構築に向けては、生産者をリサイクルの担い手として位置付けることで、製品の設計段階から資源循環に配慮した取組をさらに促進していくことが重要であり、拡大生産者責任の考え方を踏まえた制度の見直しを進める必要がある。

また、令和 7 年 11 月に環境省が実施した調査によると、将来の大量排出局面において、首都圏では年間約 6 万 6 千トンの排出が見込まれる一方で、リサイクル処理能力は年間約 1 万 7 千トンにとどまっている。このような中、首都圏においては、複数のリサイクル施設の整備によるリサイクル環境の整備が進められているものの、十分ではない。さらに、現状ではリサイクル費用が埋立処分費用と比較して約 4～6 倍高いことから、今後、リサイクルが継続的に選択されるためには、リサイクルコストの低減に資する技術開発及び広域処理体制の構築を更に推進していくことが重要である。

今後普及が見込まれるペロブスカイトなど次世代型太陽電池も含め、使用済太陽光パネルのリサイクルの推進は、循環経済への移行、資源の有効利用及び最終処分量の削減を図る上で極めて重要である。将来的な大量廃棄に備え、実効性のあるリサイクル体制を早期に確立する必要があることから、九都県市は連携し、国に対して次の事項について要望する。

- 1 拡大生産者責任の考え方を踏まえた太陽光パネルの回収・リサイクルの仕組み、費用負担のあり方等の見直しについて速やかに検討を進め、持続可能なリサイクル制度を確立すること。
- 2 太陽光パネルの大量排出局面に向けて、リサイクルが安定的に実施される環境を整備していくため、施設整備、技術開発、広域処理体制の構築等に対する必要な財政的・制度的支援を継続的に行うこと。

令和8年 月 日

環境大臣 笹川 博義 様
経済産業大臣 赤澤 亮正 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

大規模道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する 財政的支援及び技術的支援の拡充について

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえ、引き続き、下水道施設のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。

こうした中、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の改築・更新等に対する財政措置が拡充されたが、事故の発生を未然に防ぐため、今後も下水道に対する国の財政的支援の継続・拡充を図るべきである。

また、流量が大きく水位を下げるのが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立されていない中、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている。こうした課題を抱える中で、実際に重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準に加え、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

さらに、今回のような大規模な事故時の対応に要する費用や下水道施設の長期にわたる巨額更新費用の負担の在り方について整理がされるまでは、水の官民連携、いわゆるウォーター P P P の導入は慎重であるべきであるにもかかわらず、令和 9 年度以降はウォーター P P P の導入決定が污水管の改築に係る国費支援を得るための要件とされているところ、この要件については見直されるべきである。

については、次のとおり国に対し要望する。

- 1 下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止のための改築・更新やリダンダンシーの確保策については国の責任で財政措置を行うなど、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策に必要な財政的支援の継続及び更なる拡充を図るとともに着実な推進に必要な予算を確保すること。
- 2 流量が大きく、水位を下げるのが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正やレジリエンスを強化するための技術的支援を行うこと。
また、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方についても、検討を進めること。
- 3 多額の経費が見込まれる更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担の在り方や、今回のような事故の対応に要する費用負担の在り方について、国民的な議論を通じ整理すること。
- 4 下水道施設の更新費用等の負担の在り方が確立するまでは、下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターP P P）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

令和8年 月 日

国土交通大臣	井林 辰憲様
総務大臣	藤井 比早之様
財務大臣	片山 さつき様

九都県市首脳会議

座 長 相 模 原 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
横 浜 市 長
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長

本 村 賢 太 郎
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
原 澤 敦 美
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一 人
清 水 勇 人

医療機関のサイバーセキュリティ強化について

我が国においては、今後、人口構造や疾病構造の変化に伴い、医療の需要と供給が大きく変化することが見込まれている。特に、高齢者人口の増加により、高齢者の救急医療や在宅医療の需要が増加する一方で、生産年齢人口の減少により、医療機関における医師や看護職員等の人材確保が一層困難となることが懸念されている。

このような状況下で、医療提供体制を維持・確保していくためには、医療分野におけるデジタル技術の活用、いわゆる「医療DX」の取組を推進し、医療従事者の負担を軽減していくことが重要である。

国では、内閣総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部」等を通じ、医療DXを推進しており、現在、地域医療情報連携ネットワークでの情報共有をはじめとした、医療機関間のデジタル情報連携が進められている。また、今後は全国医療情報プラットフォームを介したデジタル情報連携もより一層深化していくことが期待される。

一方、医療DXの進展に伴い、医療機関におけるデジタルツールの活用が進むにつれて、システム障害が発生した際には、医療提供体制に与える影響も大きくなることが想定される。加えて、医療機関間のデジタル情報連携が深化する中、サイバー攻撃は巧妙化・多様化しており、その被害が1つの医療機関だけでなく、他の医療機関に波及する危険性も高まっていることから、全ての医療機関において十分なサイバーセキュリティを確保することが喫緊の課題となっている。

こうした中、厚生労働省では、令和6年度から医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業に取り組んでおり、令和8年度からは外部接続点の適正化に係る経費の補助も開始されたが、補助対象となる病院数に限りがあるなど、支援が十分とはいえない状況にある。

また、非常に高度な能力を備えた、いわゆる「フロンティアAIモデル」の登場に伴い、今後、AIを悪用したサイバー攻撃が拡大することも懸念される。そのため、医療機関にはAI技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の増大への対応が求められるが、AI及びサイバーセキュリティの専門性を兼ね備えた人材が不足しており、各医療機関が個別に対応していくには限界がある。

こうした状況を踏まえ、医療機関のサイバーセキュリティをさらに強化していく必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 全ての医療機関において、十分なサイバーセキュリティを確保することができるよう、「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」における補助対象となる医療機関の範囲や、予算規模の拡充、交付上限額の引上げなど、財政支援の充実を図ること。
- 2 全ての医療機関がA I 技術の進展・普及に伴うサイバー脅威の急速な増大に対応できるよう、医療機関が実施できる具体的な対策方法の提案や、医療情報システムを取り扱うベンダーに対するフロンティアA I モデルに係る最新知見の提供など、A I を悪用したサイバー攻撃への対策強化に向けた取組について、国が主体となり迅速に推進すること。

令和8年 月 日

内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障） 古川 俊治 様
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	原 澤 敦 美
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人

5 歳児健康診査に係る実施体制等の整備について

国は「こどもまんなか実行計画 2025」において、5 歳児健康診査（以下、「5 歳児健診」という。）の全国展開を推進している。5 歳児健診は、社会性や言語理解能力の発達が進む時期に実施することで、こどもの発達の状況や特性を早期に把握するとともに、生活習慣その他育児に関する指導や必要な支援につなげ、こどもの健康の保持及び増進を図ること等を目的とするものである。また、就学前の重要な時期において、保健、医療、福祉及び教育による切れ目のない支援につなげる役割を担うなど、その意義は大きい。

そのため、国は「『1 か月児』及び『5 歳児』健康診査支援事業」や「乳幼児健康診査実施支援事業」等による財政支援及び実施体制の整備の支援を進めるとともに、「5 歳児健康診査マニュアル」の作成や健診医等の確保・育成に向けた研修事業を実施するなど、5 歳児健診の全国展開に向けた支援策を講じている。

一方で、首都圏には全国的に見ても多くの 5 歳児が居住しており、健診の実施方式を問わず、安定的な事業実施に当たっては、医師、保健師、心理職等の専門職を相当数確保する必要がある。特に、発達面の評価に習熟した小児科医の確保は、大きな課題となっている。

専門職の養成課程において幼児の発達に関する知識や健診実務への理解を深める機会及び自治体に対する標準的な研修内容や指針の提示が十分ではないことなどから、専門職の安定的な確保・育成に向けて、実際の健診の実施場面を通じて専門的な知識や技能を習得できる実践的な研修機会の充実等が求められている。

さらに、5 歳児健診の安定的かつ継続的な実施に向け、財政支援のあり方が大きな課題となっている。現在、本事業は、国庫補助事業として実施されているが、国庫補助基準額（1 人当たり 5,000 円、補助率 1/2）については、医師等の人件費、会場使用料、通信運搬費、システム運用費、業務委託料等といった実費に対して必ずしも十分ではない。結果として、自治体において一般財源による相当の負担が生じており、特に対象者数の多い首都圏では、その影響は深刻である。なお、1 歳 6 か月児や 3 歳児健診は地方交付税措置が講じられているが、5 歳児健診は対象外となっている現状にあり、国

においては自治体の実態を踏まえた国庫補助の拡充や、地方交付税措置を含めた恒久的な財政支援の充実が求められる。

また、他の乳幼児健診が、主に身体の発育の確認や疾患の早期発見・早期治療を目的とするのに対し、5歳児健診はこどもの特性を早期に把握し、特性に合わせた適切な支援を行うことを目的の一つとしている。しかし、発達面の評価及び集団行動観察等について、具体的な考え方や判定の尺度が国から十分に示されているとは言い難い。このため、自治体によって発達面の評価や対象者の選定に差異が生じる懸念があることに加えて、支援の適否や支援内容の格差にもつながりかねない。さらに、国全体での正確な実態把握や統計分析を阻害する要因にもなり得る。こうした状況を踏まえ、今後健診の実施を推進するに当たっては、健診の実施方式が異なる場合であっても結果に偏りが生じないように、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、自治体による判定の基となる共通の考え方や尺度を示すことが必要である。

さらに、5歳児健診の実施には、専門相談のみならず、保健センター、所属園、療育・福祉サービス事業所、教育機関（就学相談）などが一体となった包括的なフォローアップ体制の整備が欠かせない。しかし、現状は、地域ごとに支援の受け皿や関係機関の連携の成熟度が異なるため、健診で課題を把握した後、幼児が必要な支援に円滑につながり、その支援を継続できるよう、更なる体制整備が急務となっている。

以上を踏まえ、5歳児健診を安定的かつ継続的に実施し、就学期への切れ目のない支援体制を整備するため、九都県市共同で次のとおり要望する。

- 1 5歳児健診に従事する医師を含む専門職の確保のため、専門職の養成課程における幼児の発達に関するカリキュラムの充実や、5歳児健診に必要な専門的知識や技能の習得に向けた標準的な研修内容及び指針の提示、実践的な研修機会の充実等、実効性のある取組を一層推進すること。
- 2 大都市の実態に即した国庫補助の単価の見直しや、基準財政需要額における地方負担分の適切な算定など、自治体の実態を踏まえた財政支援を充実させること。

- 3 5歳児健診における発達面の評価及び集団行動観察等について、実施方式の違いによらず、支援の必要性を適切に判断し、その後の支援につなげるため、自治体の判定の基となる共通の考え方や尺度を示すこと。
- 4 5歳児健診から就学後を見据えた支援について、保健・医療・福祉・教育の連携モデルや情報共有の標準的な枠組みを示すとともに、関係省庁が一体となった切れ目のない支援体制の整備を推進すること。

令和8年 月 日

内閣府特命担当大臣（こども政策）

	中司 宏 様
総 務 大 臣	藤井 比早之 様
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 様
厚 生 労 働 大 臣	上野 賢一郎 様

九都県市首脳会議

座 長 相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	原 澤 敦 美
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人

首都直下地震対策の強化に係る取組への支援について

令和 8 年熊本地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が頻発する中、今後高い確率で発生が予測される首都直下地震への備えは急務となっている。こうした状況を踏まえ、国が今年 6 月に 11 年ぶりに改定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「計画」という。）においては、被害の軽減を図る事前防災の強化や被災者の生活環境の確保を重視した防災政策への転換が示されている。11 月の防災庁発足を契機に、首都圏の中核機能を担う九都県市として、国との連携を一層深めながら、防災・減災対策の更なる強化・推進を図っていく必要がある。

首都圏においては人口や建築物が高度に集積しており、最新の首都直下地震の被害想定では、地震による死者の約 7 割が火災に起因するとされている。被害の軽減に向けては、地震発生時に自動的に電気を遮断し、通電火災の発生を防止する感震ブレーカーの設置が有効である。

九都県市では、感震ブレーカーの普及拡大に向け、先駆的かつ継続的な取組を進めてきたが、令和 6 年度の「首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査」（内閣府）では、危険密集地域においても設置率は約 30%にとどまっており、普及はまだ十分ではない。この要因としては、感震ブレーカーの必要性や有効性に関する認知の不足に加え、設置費用の負担や設置方法に関する理解不足などがあると考えられる。

国は、計画において、令和 17 年度末までに首都直下地震緊急対策区域で感震ブレーカーを「おおむね設置」とする目標を掲げているが、その達成に向けては、設置義務化の検討をはじめ、広報・啓発の充実、感震ブレーカー設置に特化した財政支援制度の創設など、総合的な対策を講じることが不可欠である。

また、平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震では、避難生活の長期化や車中泊等により、被災者の心身に大きな負担が生じた。被災者の健康維持及び災害関連死の防止を図る上で、避難所における良好な生活環境の確保は重大な課題である。

首都直下地震発生時には最大で 480 万人もの避難者が見込まれているが、首都圏における国の防災備蓄拠点は 1 か所にとどまっている。避難所における物資需要に十分に対応するためには、防災備蓄拠点の機能強化や増設、備蓄品目の充実とともに、地方自治体との連携による円滑な物資供給体制を構築する必要がある。あわせて、避難者の健康、衛生・安全に配慮した生活環境の確保に向けては、特に、清潔なトイレ、温かく栄養のある食事、プライバシーに配慮した就寝環境の確保が重要である。こうした観点から、トイレ、キッチン及びベッドの機能を一体的に提供する T K B ユニットの早期整備が期待されているが、導入・維持管理等は負担が大きく、地方自治体独自で必要量を確

保することは困難である。このため、国が主導してTKBユニットの計画的な配備を進めるとともに、効果的な活用に向けて全国統一の運用方針を策定する必要がある。

また、国においては、災害対応車両登録制度（D－TRACE）により、キッチンカーやトイレカーなどの災害対応車両の把握・活用を進めているところである。しかし、事業者や個人への周知・広報の不足に加え、被災自治体が自ら登録車両の情報をシステム上で確認し、調達を調整する仕組みであることから、活用は十分ではなく、大規模災害時における迅速かつ効果的な活用に向けては運用面で課題がある。このため、積極的な広報により災害対応車両登録制度（D－TRACE）の普及促進を図るとともに、発災時に災害対応車両が迅速かつ効果的に活用されるよう、被災自治体の負担増にならない応援調整の仕組みの構築・実施が必要である。

そこで、以下の2点を要望する。

- 1 感震ブレーカーの普及拡大に向け、設置義務化の検討、広報・啓発の充実及び財政支援制度の創設など、総合的な対策を講じること。
- 2 避難所における良好な生活環境を迅速に確保するため、国の防災備蓄拠点及び物資供給体制を強化すること。あわせて、国主導によるTKBユニットの計画的な配備及び統一的な運用方針を策定すること。また、災害対応車両登録制度（D－TRACE）の普及を促進し、被災自治体の負担増とならないよう、国において発災時の応援調整の仕組みを構築・実施すること。

令和8年 月 日

総務大臣 藤井 比早之 様
経済産業大臣 赤澤 亮正 様
国土交通大臣 井林 辰憲 様
内閣府特命担当大臣（防災） 細野 豪志 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村賢太郎
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	原澤敦美
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。「地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻す」ためには、政府が目指す強い経済の実現に向けた「地域未来戦略」を迅速かつ着実に推進するとともに、真の地方創生の実現に向けた地方分権改革の更なる推進が必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（１）更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営の効率化を阻害するような過度な規制等を徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方の意見を踏まえた上で、更なる権限移譲を進めること。

権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体

に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲とあわせて、必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

（２）更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。なお、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

計画等の策定については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に沿って制度の検討及び見直しを進めること。

また、内閣提出法案のみならずナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法も含め、計画等の策定を新たに求める法令等は原則として設けないこととし、法令上の措置については事前のチェックを行うこと。あわせて計画等の策定を国庫補助金等の交付要件とすることは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、意思決定の表現形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画の統廃合などの見直しを行い、地方の計画策定等の最適化や負担の適正化に取り組むこと。

なお、内閣府の調査結果では、ナビゲーション・ガイドに基づいてこれまでに見直しが実施された計画は約９割とされているが、実態としては、策定に関する規定の見直しにまで踏み込んでいるものは僅かであるため、既存の計画策定等についても更なる見直しを自ら積極的に行うこと。

さらに、既存の計画策定等の見直しを行う場合において、現在、計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関しては、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

（３）「提案募集方式」に基づく改革の推進

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のありべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現する方

向で取り組むこと。

これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたものも多く含まれていることから、提案団体の提案内容を最大限に尊重してその実現に取り組むとともに、提案内容を実現できなかった場合は提案団体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

あわせて、今後の地方分権改革を一層推進するためにも、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置とするとともに、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。また、想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

(5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。そのためにも「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、

実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、重要なテーマは時間的余裕を持ち丁寧に協議するなど、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

特に、過去の給付施策や「飲食料品消費税率の臨時的引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」で示された就業者負担軽減支援金のように地方の現場に大きな事務負担が生じることが想定される施策については、深刻な人手不足など地方の執行体制の実情を十分に考慮しつつ、国と地方の負担割合や役割分担のあり方、円滑な制度の実施に必要な事項について、早期にスケジュールなどを国として明確に示した上で、国と地方の間で丁寧な協議・調整を行うとともに、暫定的に地方が大きな負担を負う場合は、その期間を明示的に限定すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

現状では、地方と国の歳出比率が６対４であるのに対し、税源配分は４対６であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

（２）社会保障分野における地方税財源の確保

消費税及び地方消費税は、その約４割が地方の財源となっており、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。昨今、「給付付き税額控除」の導入について議論がなされており、令和８年９月には、令和９年度及び令和１０年度の２年間、飲食料品に係る消費税率を臨時的に引下げる方針等を盛り込んだ「飲食料品消

費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。この措置を含め、消費税率の引下げが行われる場合には、国の責任において代替となる安定財源を確実に確保する等、地方の財政負担が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

また、同大綱において、中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担の軽減のための「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金を導入する方針も示されたが、この施策は国の政策判断により創設される制度であることを踏まえ、不交付団体も含めた全ての自治体の財政運営に支障が生じないように、給付費及び制度運営に要する経費を含む必要な経費について、国の責任において地方負担分に対応する財源を確実に目に見える形で措置すること。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

(3) 子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。

子どもに対する医療費助成制度の創設や中学校段階等を含めた学校給食費の抜本的な負担軽減、高等学校及び高等教育の授業料の無償化など、全国一律で行うべき施策については、居住地や保護者等の所得によって差が生じないように、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において早期に実施すること。

特に、学校給食費の抜本的な負担軽減については、地方自治体に対し十分な意見聴取や協議を行った上で、今後の食材料費上昇等も含め、国の責任において恒久的な財源が確実に担保されるよう制度設計するとともに、中学校等においても早期に実現するよう拡充すること。

さらに、授業料の無償化に当たっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、無償化により公立高等学校への進学者の減少が予想される中、公立高等学校に求められる社会的役割の変化を的確に捉え、その責務を十分に果たしていく必要がある。地域における高等学校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高等学校への支援の抜本的な拡充を図ること。

あわせて、学校給食費の負担軽減及び高等学校の授業料の無償化においては、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けるとともに、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行

うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

（４）物価高及び人件費の増加に係る財政措置

中東情勢の悪化に伴うエネルギー価格の高騰などにより、物価高の長期化が懸念されている。物価高は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続する支援を行うこと。

また、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、必要となる経費について適切に地方財政計画に反映させるほか、地方交付税や国庫補助金等の算定においても物価高の影響を適切に反映させるとともに、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、令和８年度に実施される公定価格の見直しの効果を踏まえつつ、物価高等の社会経済情勢により経営状況に支障が生じた場合には、経営改善や従事者の処遇改善が図られるよう、臨時的な公定価格の改定を行うなど、全国一律の対応を講じること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については、令和８年度の地方財政対策において令和８年度の給与改善費が財政措置されているものの、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていること、令和７年人事院勧告において比較対象の企業規模の引上げが行われたことを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を国の責任において確実に確保すること。

加えて、教職調整額について、令和８年１月から段階的な引上げが行われているが、引上げに伴う地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

（５）防災・減災に係る財政措置等

高度経済成長期の昭和４０年代から集中的に整備された道路、上下水道などのインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。

また、全国において大規模な地震や風水害が頻発しており、さらに今後は火山の大規模噴火などの発生も懸念される。加えて、近年では地球温暖化に伴う海面水位の上昇もある中、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生することが想定されている。

地方自治体が地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助事業を拡充すること。

特に、下水道施設は極めて過酷な状況に置かれたインフラであり、老朽化・耐震化対策を推進する必要がある。事故の発生を未然に防ぐため、全国特別重点調査が実施され、要対策とされた管路について財政措置が拡充されたが、流量の大きい大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、今後も強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正や支援を行うとともに、下水道施設への財政措置の継続・拡充を図ること。

さらに、令和9年度以降に污水管改築の交付金を受けるには、「水の官民連携」（ウォーターPPP）導入を決定済みであることが必要となるが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この要件化を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

なお、近年は各地で猛烈な集中豪雨や線状降水帯による大雨が発生しており、従来の河川整備や雨水対策では十分に対応しきれない、新たな段階の都市型水害の脅威も顕在化している。このような都市型水害に備えるため、密集市街地で河道拡幅等が困難な地域における大規模な地下貯留施設の設置に向け、国として主体的に取り組むこと。

あわせて、都心部では膨大な雨水の排水が困難であり、貯留量も不足していることから、民間企業が行う貯留施設の設置が促進されるよう財源措置の充実など見直しを行うこと。

さらに、都市型水害の対策のあり方について、国土交通省が新たに設置した水災害調査・対策検討委員会の提言等も踏まえ、施設の整備水準や対策手法に関する調査・検証に対する財政的・技術的支援とともに、広域的な内水・外水対策の検討及び実施に要する経費について、通常予算とは別枠で財源を確保するなど、所要の財政措置を講ずること。

（6）地方交付税措置のある地方債の期間延長等

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で進めるため、令和8年度が制度終了の期限とされている公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度までの時限措置ではなく、恒久的な措置とするとともに、全ての事業で公用施設も対象とすること。

また、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、切れ目なく計画的に事業を推進していくため、恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。

(7) 課税自主権の拡大

地方自治体は、必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は、法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

このような状況は、地方自治体による課税自主権の積極的な活用を制約するものであることから、地方自治体が法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令について抜本的に見直すこと。

(8) 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

環境性能割の廃止並びに地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う地方の減収分については、地方交付税による措置によらず、代替の恒久的な税財源を早急に措置すること。

また、今後の自動車関係諸税の総合的な見直しに当たっては、自動車関係諸税がこれまで地方自治体の都市基盤整備等を支える貴重な財源となってきたことに加え、脱炭素化の進展や保有から利用への形態の変化により減収が見込まれること、さらに、道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及に伴う新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、「財産税的性格」及び「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも安定的な税収の確保が図られるよう制度設計を行うこと。

なお、大幅な見直しを行う場合には、納税者にとって分かりやすい制度となるよう留意するとともに、自動車税の月割課税・月割還付の廃止など更なる制度の簡素化をはじめ、各地方自治体における基幹税務システムの改修や条例の制定、納税者への周知といった課税庁の事務負担等にも配慮の上、検討すること。

(9) 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重

要な基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進を目的とした特例措置のように、国の経済対策として講じられる時限的な軽減措置については、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度の安易な延長や類似の制度の創設は行わないこと。

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

家屋に係る固定資産税の新築住宅減額措置については、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策等を理由として廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

(10) 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模の拡充・運用改善や「脱炭素化推進事業債」の対象事業の拡充、カーボンプライシングの地方税財源化など、必要な財源措置を講じること。

また、森林環境税については、森林環境譲与税が一層有効活用されるような方策を検討し、その活用については、木材利用の拡大、森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

(11) 個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しや給付付き税額控除の導入により、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方交付税を含め国の責任において適切に補填を行い、地方一般財源を確保すること。

特に、個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方の意見も踏まえた丁寧な議論を行うこと。

また、年収の壁の更なる見直し等により、課税総所得金額や税額等が変動し、社会保障制度や教育等に係る給付及び負担の水準に様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分に確保するとともに、適切な地方財政措

置を講じること。

加えて、令和８年９月に閣議決定された、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱において、支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩とされており、この「給付付き税額控除」については、継続して検討を行うこととされている。検討に当たっては、国は早期に制度の全体像及び制度導入に向けた工程を明らかにした上で、地方と丁寧な協議を行うこと。また、地方財政に影響を与えないよう十分配慮すること。

(12) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策及び廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場が所在する都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

(13) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、今後も寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる中、令和８年度税制改正において、特例控除額については１９３万円が上限として新たに設定された。また、これまで総務省告示で規定されていた募集費用総額上限５割以下の基準に替わり、寄附金活用可能額の割合を６０％以上とする見直しが行われた。

これらの改正については一定評価するが、特例控除額の上限設定は一部の高所得者に対象が限られるものであり、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるという課題の解消には不十分であるとともに、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政への影響等の課題が依然として残っている。

加えて、会計検査院からも、「地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えている」等の指摘がなされており、ふるさと納税制度は我が国全体の行政サービスとして使われるべき財源を縮小させるものである。

このため、特例控除額の土限設定の引下げや、寄附金活用可能額の割合の更なる引上げ等を行い、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう、更なる見直しを行うこと。

なお、見直しに当たっては、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、所得税控除分相当額を個人住民税から控除する仕組みであるふるさと納税ワンストップ特例制度については、マイナンバーやマイナポータルの活用による手続きの簡素化が図られるまでの間の特例措置として導入されたものであるが、マイナンバーカードの保有率が８０％を超えたことや、既にマイナポータル連携の確定申告手続きが可能になったこと等を踏まえると、その役目を終えたと考えられることから、速やかに廃止するとともに、廃止までの間、同制

度の適用により個人住民税から控除される所得税控除分相当額については、地方特例交付金により全額を補填すること。

(14) 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(15) 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進に当たり、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能とする経過措置を設けること。あわせて、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化しているシステムへの積極的な支援を行うこと。

また、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見を反映した確実な移行経費の支援及び運用経費の削減に向けた対策を講じること。

さらに、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用については、引き続き対応策を検討するとともに eLTAX を通じた税務手続及びキャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについては、初回新規登録以外での利用率が低い状況にあることから、その要因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和5年1月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、要因の分析及び対策の実施を図ること。

(16) 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことがないように、現行制度を堅持すること。

(17) 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。

さらに、令和元年度税制改正においては、地域間の財政力格差の拡大や経済社

会構造の変化等を理由として、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権の理念に逆行している。

地方間の財政力格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税の充実を図る中で、国の責任において是正されるべきである。その際には、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

地方が自ら地域の課題解決に取り組み、各々の個性や強みを発揮した自立的な行財政運営を行っていくため、国は、国・地方間の税財源の配分の見直しを含め、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに着実に取り組むこと。あわせて、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が適切に反映されるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

(18) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済及び企業経営への影響も踏まえるとともに、減資や組織再編の動向への対応も含め、引き続き検討を行うこと。なお、適用対象法人の基準については、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易であり、納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

(19) 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(20) 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(21) 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(22) 地方交付税の総額確保及び臨時財政対策債制度の廃止

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの一貫した堅持にとどまらず、社会保障関係費や人件費の増加、物価高や金利の上昇による影響をはじめとした地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

また、現在、国の予算編成について、その予見可能性を確保し、地方自治体や民間事業者の取組を後押しするため、予算編成のあり方の見直しとして、毎年補正予算が組まれることを前提とした「補正予算依存」から脱却し、恒常的な施策に係る予算は可能な限り当初予算で措置することが検討されている。これが実現した場合に必要な地方負担分についても、地方財政計画に所要額を計上し当初予算においてその財源を確保するなど、円滑な事業執行や地方自治体の財政運営に支障が生じないよう必要十分な地方財政措置を講ずること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整などのために積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、臨時財政対策債は、令和7年度に引き続き令和8年度も新規発行額がゼロであるものの、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲

や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和9年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(23) 国庫支出金の改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づく国庫支出金の補助率の変更は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、地方の自由度の高い制度となるよう見直すこと。

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(24) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たって

人口減少下においても、将来にわたり地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、第34次地方制度調査会における「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方」についての調査審議を踏まえ、地方制度の見直しを行う場合は、その過程においても、地方分権や市町村優先の原則という考え方を基本としつつ、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を適切に踏まえた上で、国と地方との間で、十分な協議の機会を設けること。

IV 広域連携、道州制の議論に当たって

広域連携の新たな枠組みの検討に当たっては、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

また、道州制の議論が進められる場合においては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

V 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和8年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長	相模原市長	本村 賢太郎
	埼玉県知事	大野 元 裕
	千葉県知事	熊谷 俊 人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐 治
	横浜市長	原澤 敦 美
	川崎市長	福田 紀 彦
	千葉市長	神谷 俊 一
	さいたま市長	清水 勇 人

令和8年「九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企 業 名	製品・技術の概要
埼玉 県	イリヨウホジョ 医療補助ロボット向けディスプレイ マイクロ鉗子ユニットの開発	今後、市場拡大が予想される医療補助ロボット分野では、機材を媒介にした感染症防止とコスト低減の両立が急務です。そこで㈱入曽精密が開発した複雑微細部品の切削加工を大幅に効率化する段取り替えロボット“ORIGAMI”等を活用し、医療補助ロボットのアーム先端の鉗子部品をディスプレイ化しました。 特徴1：鉗子部品を安価に製造し、ディスプレイ化を実現しました。 特徴2：優れた機能・精度を持つ鉗子を容易に製作できるようになりました。
	イリソセイミツ 株式会社入曽精密	
千葉 県	ト 溶け込み深さモニタリング装置「NWA-1」	レーザ溶接時の溶接音をマイクで記録し、溶け込み深さと相關のある周波数帯を抜き出して、溶け込み深さを推定できる機器です。 通常、溶け込み深さの測定は、溶接したものを切断する必要がある、全製品をチェックすることはできませんが、本製品では、非破壊、非接触での確認が可能ことから、全製品のチェックが可能です。 また、従来の光により溶け込み深さを推定する技術を導入する場合は、測定機器を備えた専用の溶接加工機械が必要になるところ、本機器は企業に既に導入されている溶接加工機械に後付けできます。
	ニシハラ 株式会社NISHIHARA	
東京 都	ゲカ シュジュツシエン 外科手術支援AIシステム「EUREKA」	手術支援ロボットや内視鏡の画像をリアルタイムに解析する外科手術AIシステムです。AI が神経、血管、臓器などの臓器や、臓器と臓器の間にある疎性結合組織の位置や領域を推定し、元の画像に重ねてピクセル単位で強調表示して医師の視覚を補助します。 製品の特徴は、①進行中の手術の妨げとならない繊細で透過的な表示技術②解析する画像の医療機器メーカーを問わない広い汎用性③特別な装置や薬剤投与が不要の簡便性の3点になります。
	アナウト株式会社	
神奈 川 県	セツショクバインツ 接触媒質が要らない超音波プローブ「乾探」	超音波を使った非破壊検査に於いて、これまで必要だった接触媒質（水、ジェル他）を使わない検査・計測を可能としました。 接触媒質の塗布、拭き取り・乾燥が不要なので； ①水を嫌うEV車用電池の検査にも使用でき ②タンク・橋梁検査ではドローン搭載も容易で、足場の設置・撤去が不要 ③インライン用途では検査ロボットへの搭載も容易で、人・物含めた生産効率が改善 新たに、濡らさず・汚さず超音波で「かんたん」な非破壊検査を提供します。
	ジャパンプローブ株式会社	
横浜 市	ヘイダンハセイギョ 平面波制御による次世代ラインアレイスピーカー	DSP搭載アンプと平面波スピーカーを一体化した音響システムです。従来のスピーカーでは音が届きにくかったエリアにも、明瞭に聞き取りやすい音声を届けることができます。各モジュールの音量や指向性は個別に制御でき、タブレットPCから直感的に設定・運用が可能です。縦設置では上下方向、横設置では水平方向の音の広がりをプログラム制御により最適化できます。また、モジュールを連結することで距離に応じた音圧の均一性を維持しながら遠方まで高精度に音を伝送し、用途に応じた細かなビームステアリング制御を実現します。
	株式会社ドリーム	
川崎 市	セイミツドウジク 精密同軸コネクタ「KPCシリーズ」	弊社のコア技術であるコネクタの部品加工に加え、自社グループ内で施せるめっき技術や、自社保有の高周波測定設備による組立後の電気特性の測定保証など、工程を一切外部委託せず社内一貫生産体制を構築し、量子コンピュータ分野等で用いられる絶対零度付近の極低温環境下においても信号が途切れない安定した性能を維持できるコネクタを製作しています。なお、本製品については、経済産業省HP内の資料において、量子コンピュータを構築する上での重要な部品の一つとして位置づけられています。
	カワシマセイサクショ 株式会社川島製作所	
千葉 市	ワンダーグリップ WONDER GRIP®	「WONDER GRIP®」は、耐切削規格を始め、最新の欧州安全規格に準拠した「安全性能」と独自の加工技術による優れた「操作性」を高次元で両立した作業用・安全手袋です。相反しがちな「安全性能」と「操作性」を両立した本製品は世界約30か国の様々なものづくりの現場で使用されています。 独自の特殊すべり止め技術による水や油に濡れた環境下でも優れたグリップ力、人間工学に基づく独自の成形設計による高いフィット感及び防水性や耐油性等現場環境に合わせて付加するコーティング加工技術により様々な現場に最適な製品を提供しています。
	株式会社ウィード	
さい たま 市	サイセンタンセイビ 最先端設備と職人技を融合させた 高精度な抜型加工技術	顧客の漠然とした構想や要望を具体的な形に落とし込み、50点以上のパーツを組み合わせた高度かつ複雑な紙什器についても、自社独自の設計力により提案まで一貫して対応しています。設計したCADデータと自社開発した基幹システムを連携させ、約20種類の自動機を効率的に運用することで、業界では突出した生産性を誇ります。 自動化が難しいアセンブリ作業（板に刃を組み付ける作業）や、刃の微調整曲げ作業等では、独自の技能検定制度を運用し、社員の技術の研鑽にも努めております。
	コンゴーテクノロジー株式会社	
相模 原 市	ジセダイケイリョウ 次世代軽量フレキシブル太陽電池技術	従来のシリコン製太陽光パネルの「重い・硬い・割れやすい」という弱点を克服し、カーボンニュートラルの実現に向けた設置場所のバラタイムシフトを起こす革新的な技術として注目されています。 1. コア技術：「タンデム型（二重構造）」による高効率化 2. 圧倒的な「軽さ」と「柔軟性（フレキシブル）」・過酷な環境に耐える「超高耐久性」・優れた環境性能（低カーボンフットプリント） 3. 「発電・蓄電・給電」の一体化技術
	ピーエックスピー 株式会社PXP	